

議案第 103 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 16 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

町職員の給与改定等をする必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「規則で定める」を「別表第 4 のとおりとする」に改める。

第 17 条第 2 項後段中「100 分の 80」を「100 分の 85」に改め、同条第 3 項中「100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 37.5」を「100 分の 40」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

### (平成28年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成28年3月に支給する期末手当については、改正後の条例第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」と、同条第3項中「100分の25」とあるのは「100分の35」と、「100分の10」とあるのは「100分の15」とする。

### (給与の内払)

- 3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第4のとおりとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>第4条から第16条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき手当額算定の基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき手当額算定の基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の85</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の85</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては<u>100分の85</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の85</u>」とあるのは「6月に支給する場合においては<u>100分の40</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の40</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>第1条及び第2条 略 (給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>規則で定める。</u></p> <p>3 略</p> <p>第4条から第16条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき手当額算定の基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき手当額算定の基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の80</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の80</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては<u>100分の80</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の80</u>」とあるのは「6月に支給する場合においては<u>100分の37.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の37.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p>

第18条から第23条 略

別表第1 略

別表第2 略

別表第3 略

別表第4 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(平成28年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成28年3月に支給する期末手当については、改正後の条例第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」と、同条第3項中「100分の25」とあるのは「100分の35」と、「100分の10」とあるのは「100分の15」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第18条から第23条 略

別表第1 略

別表第2 略

別表第3 略

別表第1（第3条、第22条関係）

給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	140,300 円	198,500 円	224,800 円	284,000 円	472,000 円
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	479,000
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	486,500
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	494,000
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	—
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	—
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	—
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	—
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	—
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	—
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	—
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	—
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	—
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	—
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	—
	16	157,100	226,900	254,600	320,100	—
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	—
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	—
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	—
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	—
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	—
	22	169,400	238,400	267,800	335,800	—
	23	171,300	240,200	270,000	338,500	—
	24	173,200	242,100	272,200	341,200	—
	25	175,100	244,100	274,500	343,900	—
	26	177,100	246,000	276,800	346,600	—
	27	179,100	247,800	279,100	349,300	—
	28	181,100	249,700	281,400	352,100	—
	29	183,100	251,700	283,700	354,900	—
	30	185,100	253,800	286,000	357,900	—
	31	187,200	255,800	288,400	360,800	—
	32	189,300	257,900	290,700	363,700	—
	33	191,500	259,900	293,000	366,700	—
	34	193,600	261,800	295,400	369,600	—
	35	195,600	263,700	297,800	372,400	—
	36	197,600	265,600	300,100	375,200	—
	37	199,600	267,400	302,500	377,800	—
	38	201,500	269,200	304,900	380,400	—

39	203,300	271,000	307,300	382,800	—
40	205,000	272,900	309,800	385,300	—
41	206,800	274,700	312,200	387,800	—
42	208,600	276,600	314,600	390,200	—
43	210,400	278,400	317,100	392,600	—
44	212,100	280,200	319,500	395,000	—
45	213,800	282,000	322,000	397,500	—
46	215,600	283,800	324,500	399,900	—
47	217,300	285,600	327,000	402,200	—
48	219,000	287,400	329,600	404,500	—
49	220,700	289,200	332,200	406,900	—
50	222,400	291,000	334,900	409,300	—
51	224,100	292,800	337,600	411,600	—
52	225,800	294,600	340,300	413,800	—
53	227,400	296,400	343,000	415,900	—
54	229,100	298,200	345,600	417,900	—
55	230,800	300,000	348,100	420,000	—
56	232,500	301,700	350,500	422,000	—
57	234,100	303,400	352,800	423,900	—
58	235,700	305,100	355,100	425,800	—
59	237,400	306,800	357,300	427,600	—
60	239,000	308,500	359,400	429,400	—
61	240,600	310,200	361,400	431,200	—
62	242,200	311,800	363,400	432,700	—
63	243,900	313,500	365,400	433,800	—
64	245,500	315,100	367,300	434,700	—
65	247,100	316,600	369,200	435,600	—
66	248,800	318,200	371,000	436,400	—
67	250,400	319,700	372,700	437,100	—
68	252,000	321,300	374,300	437,800	—
69	253,600	322,800	375,900	438,500	—
70	255,300	324,300	377,000	439,200	—
71	256,900	325,700	378,100	439,900	—
72	258,500	327,100	379,000	440,600	—
73	260,100	328,600	379,900	441,300	—
74	261,700	330,100	380,800	442,000	—
75	263,400	331,500	381,700	442,700	—
76	265,000	332,900	382,500	443,300	—
77	266,600	334,200	383,300	443,900	—
78	268,200	335,500	384,100	444,600	—
79	269,800	336,700	384,900	445,200	—
80	271,300	337,800	385,700	445,800	—
81	272,800	338,800	386,500	446,400	—
82	274,400	339,800	387,200	447,000	—

83	275,900	340,800	387,900	447,600	—
84	277,400	341,700	388,500	448,200	—
85	278,900	342,500	389,100	448,800	—
86	280,500	343,400	389,700	449,400	—
87	282,000	344,100	390,300	450,000	—
88	283,500	344,800	390,900	450,500	—
89	285,000	345,500	391,500	451,000	—
90	286,400	346,100	392,100	451,600	—
91	287,900	346,600	392,700	452,100	—
92	289,400	347,000	393,200	452,600	—
93	290,800	347,500	393,700	453,100	—
94	292,200	348,000	394,300	453,600	—
95	293,600	348,500	394,800	454,100	—
96	295,000	349,000	395,300	454,600	—
97	296,400	349,400	395,800	455,000	—
98	297,700	349,900	396,300	—	—
99	298,900	350,300	396,800	—	—
100	300,200	350,800	397,300	—	—
101	301,400	351,300	397,800	—	—
102	—	351,700	398,300	—	—
103	—	352,200	398,800	—	—
104	—	352,700	399,300	—	—
105	—	353,100	399,700	—	—
106	—	353,500	400,200	—	—
107	—	353,900	400,700	—	—
108	—	354,300	401,100	—	—
109	—	354,700	401,500	—	—
110	—	355,100	402,000	—	—
111	—	355,500	402,500	—	—
112	—	355,900	402,900	—	—
113	—	356,300	403,300	—	—
114	—	356,700	403,800	—	—
115	—	357,100	404,300	—	—
116	—	357,500	404,700	—	—
117	—	357,900	405,100	—	—
118	—	358,300	405,600	—	—
119	—	358,700	406,000	—	—
120	—	359,100	406,400	—	—
121	—	359,500	406,800	—	—
122	—	—	407,300	—	—
123	—	—	407,700	—	—
124	—	—	408,100	—	—
125	—	—	408,500	—	—
126	—	—	409,000	—	—

	127	—	—	409,400	—	—
	128	—	—	409,800	—	—
	129	—	—	410,200	—	—
	130	—	—	410,700	—	—
	131	—	—	411,100	—	—
	132	—	—	411,500	—	—
	133	—	—	411,900	—	—
	134	—	—	412,300	—	—
	135	—	—	412,700	—	—
	136	—	—	413,100	—	—
	137	—	—	413,500	—	—
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で町長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、156,100円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で町長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。